令和7年度決算に基づく「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定

町の財政は健全な状態

これは、これらの比率から地方公共団体の財政状況悪化の様子を捉え、早いうちから健全化を図ることを目的としたものです。

【健全化判断比率】

健全化判断比率には、①～④の4つの指標があります。これらは、主に地方公共団体の標準的な状態で収入されると見込まれる財源である「標準財政規模（令和7年度は約53億円）」に対する比率です。

いずれの指標も、早期健全化基準を下回っており、本町の財政は比較的健全な状況にあるといえます。

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率ともいえます。

②連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。

実質赤字比率の対象である一般会計等に加え、病院、上下水道などの公営企業会計等を含めた市町村全体の赤字や黒字を合算して指標化し、市町村全体としての財政運営の悪化の度合いを示す比率ともいえます。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）。地方債の償還金及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率ともいえます。

④将来負担比率

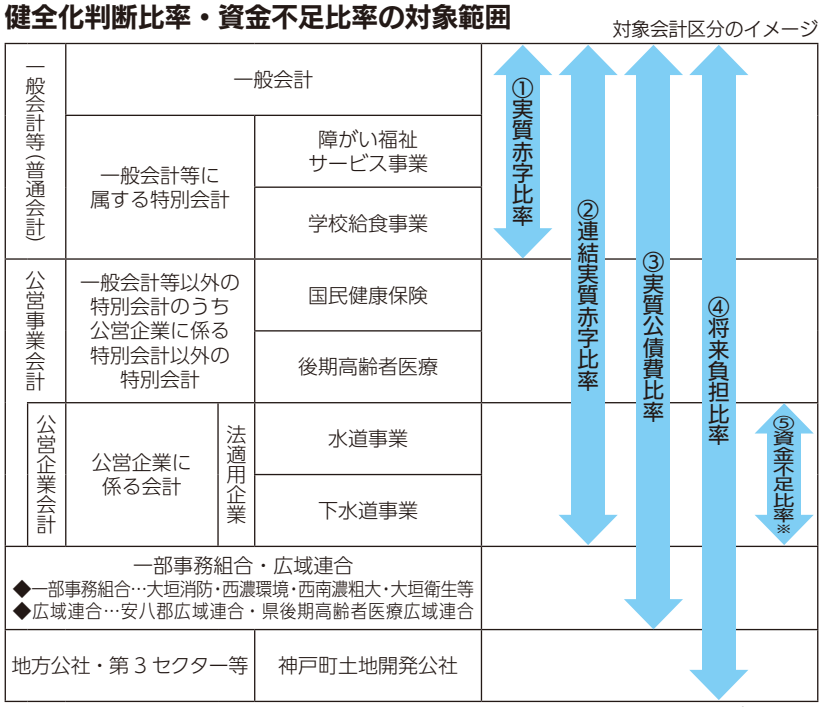
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。地方債現在高など一般会計等において将来支払う見込みの負担等が、現段階でどれだけあるのかを指標化し、将来財政運営を圧迫する可能性の度合いを示す比率ともいえます。

（単位：%）

区　　分	神戸町の令和7年度健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.80	20.00
②連結実質赤字比率	—	19.80	30.00
③実質公債費比率	5.3	25.0	35.0
④将来負担比率	56.8	350.0	

※4つの指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合は「早期健全化団体」とされ、財政健全化計画を、3つの指標のうち、いずれかが財政再生基準以上の場合は「財政再生団体」とされ、財政再生計画を定めなければなりません。
※「－」の表示は、赤字額がないため「数値なし」となったものです。

健全化判断比率・資金不足比率の対象範囲



※公営企業会計ごとに算定

【資金不足比率】

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示す比率ともいえます。水道事業会計および下水道事業会計は実質黒字となったため、資金不足比率はありません。

（単位：%）

会計の名称	神戸町の令和7年度資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
下水道事業会計	—	20.00

※資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は「経営健全化団体」とされ、経営健全化計画を定めなければなりません。
※「－」の表示は、赤字額がないため「数値なし」となったものです。